

## 議会基本条例策定代表者会議

○平成27年2月4日（水曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員  
副 座 長 宮 下 誠 議員  
中山 克 己 議員  
鈴木 成 夫 議員  
片 山 薫 議員  
渡 辺 ふき子 議員  
斎 藤 康 夫 議員  
水 上 洋 志 議員  
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員  
白 井 亨 議員  
林 倫 子 議員  
小 林 正 樹 議員  
百 瀬 和 浩 議員  
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
庶務調査係長	清 水 伸 悟	庶務調査係	前 坂 悟 史

---

午前10時20分開会

○森戸座長 おはようございます。時間が若干遅れまして、申し訳ありませんでした。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に協議事項がありますので、進行に従って、順次協議を進めてまいります。

まず第1に、素案たたき台についてであります。前回、皆様のご協議をいただき、幾つか課題になっていることがありますので、また、持ち帰っていただいているところがありますので、その結果について、ご報告をいただければと思います。

まず1番目に、全員協議会についてであります。これは、会議規則にある全員協議会の目的について、議会の運営及び市政の諸問題に関する研究及び協議を行うとあるんですが、この「議会の運営」について、削除してはどうかということでありました。改革連合と生活者ネットワークが持ち帰っていただいているので、ご報告をいただければ

と思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐議員 前回の認識としては、持ち帰るといよりも、結構考えた末の結論ということでお話ししてあると認識していますので、特に前回の発言から変わるということはありません。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 生活者ネットワークでは、「議会の運営」という部分は削除してもいいのではないかと考えています。

○森戸座長 そういご意見でした。

前回、都道府県議長会のホームページの中にある通知文を皆さんに資料としてお渡しをし、その中にもあるように、一定、何かひとくくりにしてものを言っているところがあるので、どこにでもかかるような文章だったかなと思っています。その点からすると、削除しても問題はないのではないかとことを私の方から提案させていただいたんですね。

これは、平成20年6月18日付けの総務省自治行政局行政課長から出された通知でありまして、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている会派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等についてということで書かれているわけです。ただ、小金井市議会は、全員協議会について、議会運営の充実を図るために行ったことは過去にもないということから、会議規則の中に盛り込む必要はないのではないかということで提案させていただいたんですが、その認識においても、五十嵐議員としては、これは変わらないということなんですかね。

**○五十嵐議員** 理由については、何度か申し上げておりますけど、これからの議会運営等を考えた場合のいろいろな懸念材料を考えると、やはり今のままでいいと結論しておりますので、特に変更はありません。

**○森戸座長** では、ちょっと休憩します。

午前10時23分休憩

---

午前10時24分開議

**○森戸座長** 再開いたします。

全員協議会については、会議規則の中で「議会の運営及び」ということが盛り込まれています。これを削除するかどうかについては、全体はいいということなんですけど、若干、このまま残した方がいいという声もありますので、不一致ということで、現状のままで行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** ご異議なしと認め、そのようにしてまいります。(「条文にも入れるということでよろしいですか」と呼ぶ者あり) 条文には入れざるを得ないですね。そういうことになりますよね。

次に2番目の、先例申合せの明記について。これは、「会議規則及び要綱に基づいて」と変更すると。それで、作業部会第2班において、申合せ

を要綱に変更するに当たり、ふさわしくないものを精査するという事になったわけです。

ただ、申合せ事項は、非公開ではなく公開のものであるということが、前回の議会基本条例策定代表者会議で明らかになりました。したがって、どうするかということが課題として残っていますが、これは、第2班の議論の結果を見て、また議論するという事によろしかったですよ。作業部会第2班でまとめたものを受けて、どうするかということによろしいでしょうかね。

**○斎藤議員** 私の認識では、要綱にするという仮定でもあるのかもしれないですね。今、座長がおっしゃったのは、今でも公開になっているので、要綱にするか、しないかという議論の事をおっしゃっているのか。第2班は、要綱にするという前提で、要綱にするのにふさわしいか、ふさわしくないかという判断をするつもりなんですけど、すると、協議の方法として二つあるということですか。要綱にするか、しないかということと、要綱を作るとすれば、何を入れないようにするかという二つの協議ということですか。要綱にするか、しないかは全体で協議していただいて、要綱にするんだということであれば、第2班の作業が入るという形ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○板倉議員** 作業部会第2班の作業を行うに当たり、今、斎藤議員が言われた内容もあるし、私の認識は、申合せ事項で要綱化すべきでない事項をリストアップし、その理由を整理する作業を第2班に委ねるとというのが、私の理解になっているんです。それも含めて、どうまとめていけばいいのか、ちょっと調整していただければと思います。

**○森戸座長** そのとおりです。要綱化にふさわしくないものを第2班ではまとめていただくと。

ただ、私が言ったのは、前回、どういう認識が一致したかということ、申合せは非公開ではないということの認識は、全体が一致できたということ

でよろしいですねと。ちょっと私の言い方が、説明が不足だったら申し訳ないんですが。その上で、第2班の皆さんには、申合せの中の要綱にふさわしくないものを、何がふさわしくないかというのを確認していただく、精査していただくということなんです。確認をしてもらおうとすると、ちょっと提案が一緒になってしまったんですが、第2班の方には、要綱にふさわしくないものをリストアップしていただくということです。

**○斎藤議員** 了解しました。要するに、第2班に課せられたものは何も変わっていないと。それを協議する上で、今まで、申合せも別に隠していたものではない、公開されているものですよという前提として、その作業に入ってほしいということで、それは了解いたしました。

**○森戸座長** そうです。したがって、いろいろと調査をしてもらったんですが、逐条解説は余りルールがないそうなんです。だから、逐条解説に申合せという言葉が入っても何ら問題はないということは、作業部会の協議とは別に、若干そういう話が正副座長と事務局の間では出ていますので、そのところをもう一回説明していただいた方が。

**○飯田議会事務局次長** 逐条解説につきましては、本来的には、条文の解説をするものでございますけれども、条例文につきましては法的拘束力がございまして、逐条解説にはないということで、逐条解説に若干、条文にないことも触れるということは構わないと認識しております。

ただ、本来的に、条文の解説をするものが逐条解説でございますので、余り詳しく条文にないことを述べるということは避けた方がよろしいかと思っておりますけれども、こういうものがある程度でしたら、逐条解説に載せるのは構わないと認識しております。

**○森戸座長** ということが現時点での事務局の見解ですので、それも踏まえながら、是非作業部会の方ではよろしく願います。

先例申合せはよろしいでしょうか。したがって、今日、協議するということにはならないかなと思っています。

それから、3の諸報告についてであります、3と言っても分かりません。前回の3になるのか。前回の3の行政報告ですね。行政報告、諸報告については、議会は、市の重要事項について、市長等の報告を求められることができるということで、第1項のみということでよろしいですね。不一致でしたので、第2項は削除ということになりますが、よろしいでしょうか。

では、ご意見がありませんので。黙っていると、そのまま行きますので、よろしく願います。

次に、政策検討会です。これは、正副座長案を提示し、説明、協議し、各会派が持ち帰りとなっています。今日、新たな案を示していただいております。新たな案というか、イメージ図ですね。次長の方から説明をしていただきます。

**○飯田議会事務局次長** 前回、政策検討会のイメージ図のところで、小林議員の方から、市民の声を取り入れるというところのイメージをちょっと書き加えてほしいというご要望がございまして、書き加えさせていただきました。政策検討会は、政策立案する過程の中で、市民アンケートやパブリックコメント、市民説明会等、市民の意見を聞く機会を設けるよう努めると書かせていただいております。これは、条文の第9条のところに、市民の声を反映させる議会にもございまして、そういった形で、議会の中の組織の一つである政策検討会も、こういった形で市民の声を取り入れて、政策立案につなげていくというイメージでございます。

**○森戸座長** この点でいかがでしょうか。政策検討会。

前回、たたき台を示させていただきました、問題がなければ、これで行くということでよろしいですか。

○飯田議会事務局次長 ちょっと座長、すいません、間違いがございました。今、お手元で見ていただいているイメージ図でございますが、「市長その他の執行機関」と書くべきところを「施行機関」とちょっと間違っております。大変申し訳ございません、ご訂正の方をよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○森戸座長 イメージ図が間違っている。「執行機関」ですね。真ん中よりちょっと下、「政策検討会」の下の「市長その他の執行機関」ですね。よろしいですか。

○板倉議員 前回の1月26日の、このイメージ図の議論の中でまとめということで、私がメモした内容が一致できているかどうかということを確認したいんですけども、会派から提案があったものに対して、その内容について賛同できない会派議員であっても、政策検討会設置に賛同できる場合は、政策検討会を設置する。その中に入らない議員、会派が出てくる場合もあり得るという認識に私はなっているんですが、間違いないでしょうか。

○森戸座長 これは全会一致ということなんです。そうではない提案の仕方もあるということですが、この政策検討会のイメージというか流れとしては、全会派が一致するというのが前提かなと思っていらっしゃるんですが、違いますか。

○小林議員 多分、板倉議員の読まれた文面はそれでいいのかなと思っていて、要は、設置するのは全会一致だけど、その政策については知らないよというか、一致していなくても、作るのは全員いいよという形で落ち着いたと思うんです。多分、今、読まれたのは、そういう書き方だったと思います。

○森戸座長 そうですか。何か、ちょっと違ったかなと。

ちょっと休憩します。

午前10時38分休憩

---

午前11時21分開議

○森戸座長 再開いたします。

政策検討会の設置と協議の在り方などなんですが、基本的には、今、休憩中に議論をいただいたように、全会派が一致して設置をするということだと思います。同時に、全会派から代表が出ていくということで、全体的には一致をしていただいたかなと思っております。

運用の仕方として、小林議員からも提案がありましたけれども、政策検討会を作り、コアなメンバーで基礎委員会を作って、やり取りをしながら進めていくというやり方もあるということも提案がありました。そういうことも踏まえて、この政策検討会は設置をしていくと。そういうやり方もあるよということを皆さんで認識しながら進めていくということでよろしいでしょうか。

なおかつ、設置は一致でも、最終的な結論というのは、それぞれ、個人の判断がありますので、そこまで縛るということにはならないということでもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのように確認をさせていただきます。

政策検討会で、ほかにありますか。

○斎藤議員 このイメージ図なんですが、議会運営委員会に提案された後の、右側に書いてある3行なんですが、設置することについて、議会運営委員会において確認後、委員構成及び運営等の要綱を制定し、設置ということになっていまして、この段階で、要綱というのは、個別の要綱を作るということになっているんですけども、それはそれでいいんですけども、全体の流れ自体も要綱化しておく必要があるだろうと思うんですね。

ですから、この表現とすれば、イメージ図の3行目、委員構成及び運営等の要綱に基づき設置をするということになるのではないのでしょうかね。

それとも、イメージ図を作った方は、個別に、それごとに要綱を作っていくんだという形になるのか。また、要綱の作り方として、全体を固定した要綱を作っておいて、その中で、委員の構成とか運営の仕方というのをそれぞれ、決めていくという要綱になるのか。その方がいいのではないかなと私は思っています。

○森戸座長 前回、政策検討会の要綱のたたき台というのをお示しさせていただきました。これは、所管事務、組織、会議、結果報告とあるんですが、これで言うと、議会運営委員会において設置するという事などはちょっと書かれていないので、もしかすると補充が必要かもしれないですね。

それで、個別の政策検討会について、これをもとに要綱を作って進めていくということになると思いますので、一応（「要綱が複雑になってしまうな。どういふ……」と呼ぶ者あり）これは全体の要綱なんです。それとは別に、個別要綱が出てくるんですね。例えば、食育推進政策検討会要綱ということで、その要綱は、議会運営委員会と協議し、設置をすることになるということです。

○飯田議会事務局次長 今のご提案の件も含めて、もうちょっと研究したいところもございます。もう少し検討させていただいて、正副座長とご協議させていただく時間を設けていただくことは可能でしょうか。全体的な流れはこれでよろしいかと思うんですが、先ほど、第100条第12項の会議規則のところと位置付けるというご提案もございましたし、最終決定までもう少し詰めさせていただくことは可能でしょうか。

○森戸座長 ただ、今の斎藤議員の案というのはそんな難しい話ではないと思うんですよ。

ちょっと休憩します。

午前11時26分休憩

---

午前11時35分開議

○森戸座長 再開いたします。

斎藤議員から提案があった件は、若干今、調整したんですが、もうちょっと時間が、調整が必要だと私自身、感じました。斎藤議員がおっしゃるように、正式な会議とすれば、当然それなりのルールが必要だというのはそのとおりであります。

1月26日付けで提案をいたしました政策検討会の正副座長たたき台については、若干イメージ図とのそごがまだあるなというのが分かりましたので、その辺りも含めて事務局と調整をさせていただいて、次回に提案をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そのようにしたいと思います。

ただ、全体的には、イメージは皆さんで一致できたかなと思いますので、よろしいですよ。

では、続きまして、政策検討会が終わりまして、災害時の対応は、先ほども協議会で申し上げましたが、第6条はそのままということでもよろしいでしょうか。これは、災害対策マニュアルの、災害が発生するおそれがある場合も含めて規定しているけれども、これは、作業部会第1班において、現状に合わせて、規定の見直しも含め、検討することになりましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、前文なんですが、前回、様々な議論を皆さんにさせていただきました。もうちょっと調整をする必要がありますので、これについては保留とさせていただくということでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、確認をさせていただきました。

一応今日は、素案のたたき台の協議はこれで終了いたしますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、ご異議なしと認め、本日の協議は終了いたします。

次に、2のその他であります。皆さんから何

かありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、こんな時間に終わるのは大変心苦しいんですが、協議会をこの後、やりま  
す。議会基本条例策定代表者会議を終了すること  
にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ご異議なしと認め、本日の議会基本  
条例策定代表者会議を終了いたします。

午前11時38分閉会